

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年4月23日

赤穂市教育委員会

赤穂市教育委員会訓令甲第3号

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱（令和5年赤穂市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

赤穂市部活動地域展開協議会設置要綱

第1条中「地域移行に」を「地域展開に」に、「赤穂市部活動地域移行協議会」を「赤穂市部活動地域展開協議会」に改める。

第2条中「地域移行」を「地域展開」に改める。

付 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。